

10月臨時議会の概要

10

月臨時議会を10月7日に開催しました。まず、市長から「控訴の提起について」の議案が提出され、提案説明の後、提出議案を地域福祉委員会に付託し、議案の審査を行いました。その後、地域福祉委員長から付託議案について審査結果の報告があり、討論を行った後、採決の結果、可決し、散会しました。

委員会での主な議案審査状況

地域福祉委員会



10月7日

議案第79号 控訴の提起について

生活保護の停止処分を違法とした判決に係る控訴の提起

【概要】 令和4年11月に本市を被告として提訴された鈴鹿市指導違反処分取消等請求事件の訴訟について、令和6年9月26日に津地方裁判所にて判決が言い渡されたが、本市の主張が認められない内容であったため、控訴の提起を行うに当たり、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。

質疑 今回事案において、車の保有が認められなかった理由は。

答弁 生活保護法では、車の保有の要件が定められており、さらに使用用途についても限定されている。本市としては、タクシーなど他の手段で対応できると判断した。

質疑 車両保有に係る車検代、ガソリン代、自賠責・任意保険などの維持費については、所有者本人が負担することになるのか。

答弁 維持費は、原則、生活保護法で認められていないため、所有者本人が負担する。

討論（要旨）

討論は議案に対する賛否の態度、考え方を明らかにするものです（討論順）。

議決一覧

（10月臨時議会）

<議案第79号について>

諸派（日本共産党） 高橋 さつき 議員

議案第79号に反対

例外で認められる障がい者の車の保有を、市独自の硬直的な運用で認めず、保護停止とした。市は裁量権の濫用であり違法。市の完全敗訴である。市の人権意識が問われる。控訴せず保護行政の在り方を見直すべき。



【○：賛成 ×：反対】

会派名 ()は所属議員数	新 緑 風 会 (8)	自 由 民 主 党 (7)	鈴 鹿 市 民 の 声 (5)	公 明 党 (2)	鈴 和 派 (2)	鈴 和 派 (2)	無 所 属 (1)	議決 結果
議案など								
議案第79号 控訴の提起について	○	○	※1	○	○	×	○	原案 可決

議長は原則として採決に加わりません。

※1 中西大輔議員、市川昇議員、藤井栄治議員は賛成、市川哲夫議員、薮田啓介議員は反対。